

珠洲市公共事業評価審査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、珠洲市が実施する公共事業に関し、当該事業の必要性及び有効性並びに効率性についての評価及び審査(以下「評価」という。)を行い、事業実施の妥当性を判断することについて必要な事項を定める。

(評価の対象事業)

第2条 珠洲市が評価を実施する事業は、珠洲市が事業主体となる事業のうち、原則として次のいずれかに該当し、全体事業費1億円以上の国庫補助又は交付金対象である建設改良事業(以下「対象事業」という。)とする。

- (1) 新たに実施する事業(事前評価)
- (2) 事業採択後5年以上経過している事業(再評価)
- (3) 事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している事業(再評価)
- (4) 社会情勢の急激な変化などにより見直しの必要が生じた事業(再評価)
- (5) 市長が見直しを必要と認めた事業(再評価)

(公共事業評価審査委員会の設置)

第3条 珠洲市が評価を実施するにあたり、意見聴取のための第三者機関として珠洲市公共事業評価審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(評価の実施)

第4条 珠洲市が行う評価は、当該事業に係る予算計上までに行うものとする。

- 2 対象事業の評価に関する意見を委員会に求めるときには、評価調書を作成し、委員会に提出するものとする。
- 3 委員会からの意見を踏まえた対応を市長が決定した時点で、当該事業の評価が確定するものとする。

(評価結果の公表)

第5条 市長は、市民から評価の公開を求められた場合、その結果等を公表するものとする。

附則

(施行期日)

この告示は、平成19年11月1日から施行する。